

民法改正（相続）と相続対策 ～遺留分制度の見直し～（その7）

今回は、遺留分制度の見直しについての解説です。遺言書が残されていても遺留分権利者から遺留分の請求があった場合、遺言者の希望どおりの相続を実現することができません。改正前は、遺留分減殺請求権とされていたことから、遺留分の請求が行われると遺産は相続人等における共有状態となるため、遺産整理が進まないこともあり得ます。改正後は、遺留分侵害額請求権に変わることから、遺言書が残されているとスムーズな遺産整理が進むことが期待されます。

1. 遺留分減殺請求に関する制度の見直し

① 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直しでは、遺留分侵害額請求権の行使について、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとしました（民法1046条①）。

② 遺留分の算定方法の見直しでは、遺留分を算定するための財産の価額に関する規律のうち、相続人に対する生前贈与は、相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）を、遺留分を算定するための財産の価額に算入することとしました（民法1044条③）。この改正は、遺留分の算定に係るもので、遺言書がない場合の相続人に対する特別受益の計算についてのものではないことに留意しておかなければなりません。そのため、遺言書を残しておくことが肝要です。

なお、相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に算入されます。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたもののについても、同様とします（民法1044条①）。

※ この改正は、令和1年7月1日から施行されます。なお、経過措置において、施行日前に開始した相続については従前の例によることとされています。

2. 遺留分制度の見直しで解消される問題点

遺留分の減殺請求権に関する制度が改正されると、以下のような問題点が解消することが期待されます。

① 遺留分減殺請求が申し立てられると、すべての財産が相続人による共有状態になってしまい、すぐに分けられなくなります。最悪の場合、共有状態の財産を分割するための訴訟（共有物分割訴訟）に至ることもあります。未分割の株式は準共有状態となり、その株式の議決権の行使を行うことができなくなることも起こり得ます。

→ 遺留分の請求によって生ずる権利（遺留分侵害額請求権）は金銭債権とされたことから、共有物分割訴訟は起きなくなることを期待されます。

② 相当以前の贈与でも、相続人に対するものは原則として遺留分の算定基礎財産とされることから、相続人に対する生前贈与が受贈者にとって無意味なものになることが危惧されます。

→ 相続人に対する贈与については、相続開始前の10年間にされたものに限り、原則として算入することとされ、時間の経過とともに法的安定性は高まることを期待されます。

③ 遺留分権利者から減殺請求が行われた場合、遺言執行者は遺留分権利者の承諾を得ない限り、遺言執行を強行することはできません。これは、「遺留分権利者の権利は遺言者の意思に優越する」とされていたからです。

→ 改正後は、遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権（金銭債権）とされたことから、遺留分侵害額の請求の意思表示がされても、遺言執行者は遺言執行を行うことは差し支えないこととなります。

3. 遺留分侵害額請求権

遺留分侵害額請求権とは、遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することです（民法1046条①）。

遺留分侵害額請求額について、当事者間で話し合いがつかない場合や、話し合いができないときには、遺留分権利者は家庭裁判所の調停手続を利用することができます。なお、遺留分侵害額請求権は、相手方に対する意思表示をもってすれは足りませんが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは、相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。

この遺留分侵害額の請求は、相続開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈のあったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときは、することができなくなります（民法1048条）。

なお、遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者等が、金銭を直ちには準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債権の全部又は一部の支払いにつき相当の期限の許与を求めることができることとなりました。（民法1047条⑤）

（文責：山本和義）